

令和 8 年第 8 回教育委員会定例会

開会年月日 令和 8 年 4 月 2 4 日（金）

場 所 教育委員会室

出席者	教育委員会	教育長	三 浦 康 彰
	同	委 員	小 林 三 保
	同	委 員	仲 山 英 之
	同	委 員	森 山 瑞 江
	同	委 員	大 石 光 宏

議 題

1 議案

(1) 議案第 1 8 号 県費負担教職員の任免等の内申について

2 陳情

(1) 令和 6 年陳情第 4 号 教科書採択傍聴会場に関する陳情〔継続審議〕

3 協議

(1) 旭丘・小竹地区における新たな小中一貫教育校の設置について〔継続審議〕

4 報告

(1) 教育長報告

- ① 立野町保育所用地に認可保育所を整備・運営する事業者との基本協定
および公有財産無償貸付契約の締結について
- ② その他

開 会 午前 1 0 時 0 0 分

閉 会 午前 1 0 時 2 9 分

会議に出席した者の職・氏名

教育振興部長	佐 川 広
教育振興部教育総務課長	吉 川 圭 一
同 教育施策課長	田 中 亮
同 学務課長	竹 内 康 雄
同 教育福祉課長	松 村 勇 哉
同 学校施設課長	染 野 好 章
同 保健給食課長	渡 辺 雅 昭

同	教育指導課長	佐藤	永樹
同	副参事	佐藤	勝也
同	学校教育支援センター所長	村瀬	美紀
同	光が丘図書館長	塚本	佳芳里
こども家庭部長		関口	和幸
こども家庭部子育て支援課長		脇	太郎
同	こども施策企画課長	河野	一真
同	保育課長	岡村	大輔
同	保育計画調整課長	澁谷	悠万
同	青少年課長	横山	亜規子
同	子ども家庭支援センター所長	長岡	毅
同	在宅育児支援担当課長	小島	芳一

教育長

ただいまから令和8年第8回教育委員会定例会を開催する。

案件表に沿って進めさせていただく。本日の案件は、議案1件、陳情1件、協議1件、報告1件である。

まず、本日の会議の進め方について、お諮りする。

本日の案件のうち、議案第18号については、個人に関する情報が審議内容に含まれるので、個人情報保護のため、非公開として報告案件の後に審議を行いたいと思うが、よろしいだろうか。

委員一同

はい。

教育長

では、そのようにさせていただく。

2 陳情

(1) 令和6年陳情第4号 教科書採択傍聴会場に関する陳情〔継続審議〕

教育長

初めに、陳情案件である。

継続審議中の陳情1件については、事務局から新たに報告される事項や大きな状況の変化はないと聞いている。したがって、本日のところは「継続」としたいと思うがよろしいだろうか。

委員一同

はい。

教育長

では、そのようにさせていただく。

3 協議

(1) 旭丘・小竹地区における新たな小中一貫教育校の設置について〔継続審議〕

教育長

次に、協議案件である。

継続審議中の協議案件1件については、本日のところは「継続」とし、次回以降に協議を行いたいと思うが、よろしいだろうか。

委員一同

はい。

教育長

では、そのようにさせていただく。

4 報告

(1) 教育長報告

- ① 立野町保育所用地に認可保育所を整備・運営する事業者との基本協定および公有財産無償貸与貸付契約の締結について

教育長

次に、教育長報告である。本日は1件ご報告をする。

それでは、報告の①番について、説明をお願いする。

保育計画調整課長

資料に基づき説明

教育長

この件に関して、委員の皆様のご意見、ご質問があればお願いする。

仲山委員

基本協定の概要の（３）に主な運営条件があり、その下に（４）が子育て視点事業とある。ここには、何々を実施することという文言が入っているが、これも運営条件に該当するのか。

保育計画調整課長

（４）の子育て支援事業は、保育所の運営ということではないが、今回募集要項において、民設の子育てひろば事業を保育所の中で、専用のスペースを設けて実施することを掲げ、募集をした。そのほかの子育て支援事業についても、事業者から提案があれば実施をしてほしいということで、募集を行い、「イ」については事業者からの提案に基づき、今回実施をすることとなった。そのため、確実な実施を求める点から、運営条件の中に位置づけ、協定として定めたものである。

仲山委員

やはり運営条件の一つということか。

保育計画調整課長

この土地でやっていただく運営条件の一つとして位置づけているものである。

森山委員

2の（３）の「エ」と「オ」に「可能な限り」という表現があるが、これはどういうところで可能な限りという枠なのか、教えてほしい。

保育計画調整課長

エの障害児、オの医療的ケアのお子さんについても、記載の「可能な限り」という点について、以前は区立保育園等でも３名までという規定があったが、このような書き方をすると、すぐに上限に達してしまう状況があった。ニーズが非常に高いため、事業者と協議の上で、定員を設けず、園の状況に応じて、できるだけ受け入れてほしいということから、定員を定めず「可能な限り」という記載としている。

この医療的ケア児について、定員等を定める考え方もあると思うが、お子さんの状況に応じて、受け入れられる限り受け入れてほしいということから、今回、協定の中に位置付けることとした。

仲山委員

貸付期間が令和３８年までとされているが、この期間満了前に、運営上適切ではないことが発覚して、改良が見込まれない場合には、区から契約を打ち切ることはできるか。

保育計画調整課長

土地の貸付契約書の条項の中に、区側からの契約解除に係る規定を設けている。基本協定に基づいて適切に運営をすることが前提になるが、区としてそれが果たされていないと判断し、相当期間催告したにもかかわらず履行されない場合には、契約を解除することができるという旨の規定を設けているところである。

教育長

それでは、この件については終了させていただく。

② その他

森山委員

今、はしかが少しずつはやっているようである。この前、新聞によると、新宿では、今１８０人はしかに感染している人がいるということだが、練馬区ではどのような状況か。

保健給食課長

都内全体ではやっている。新宿区では、特定の小学校では、教員を含めて１８名が感染する集団感染が発生し、学年閉鎖という状況になっている。練馬区内の小中学校では、はしかが発生しているという報告は現在受けていない。

保育課長

区内の保育園においても、今年度、はしかの発生というのは報告されていない。昨年度においても、発生ゼロという状況を確認している。

学務課長

区立の幼稚園についても、私立の幼稚園についても、現在、はしかがはやって学級閉鎖ということは聞いていない。

教育長

よろしいか。

森山委員

はい。

教育長

昨年も練馬区ではなかったと思う。

仲山委員

今のことに関連して教えていただきたい。もし、はしかが発生してしまったときの適切な対応というのは、どういうものになるか。

保育課長

まず、保育園においては、保健所に感染症報告をした上で、保健所の指示の下、隔離対策を図るということがルール化されている。そのルールに基づいて対応する。

保健給食課長

学校においても、保育園同様の対応である。

教育長

事務局からその他の報告はあるだろうか。

事務局

現在のところ、ほかにはない。

教育長

それでは、以上で終了となるので、初めにお諮りしたとおり、議案第18号の審議を非公開で行う。議案関係者以外の事務局職員は退席をお願いする。